

## 令和2年度 事業推進状況について

### 1 評価基準の策定又は改正

- ・改正については資料1のとおり。1月19日の推進委員会での諮問を経て、県評価基準を改正する。
- ・改正後、関係者へ通知するとともに、県ホームページで公表する。

### 2 評価機関の認証等

#### (1) 評価機関の募集

- ①評価機関の募集について県ホームページに掲載（随時募集）。
- ②評価機関募集説明会を開催（養成研修に併せて隔年実施）。〔令和2年5月実施〕

#### (2) 認証及び廃止の状況（令和3年4月1日見込み）

年度	～20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	01	02	計
認証	11	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	18
廃止	1	0	3	1	0	3	1	1	0	0	0	1	0	11
計	10	3	▲3	▲1	0	▲3	1	0	0	0	0	0	0	7

#### 【評価機関の内訳】

団体名	所在地	備考
社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	静岡市葵区	
一般社団法人 静岡県社会福祉士会	静岡市葵区	
株式会社 ひばり福祉支援センター	田方郡函南町	
株式会社 第三者評価機構	静岡市葵区	
株式会社 フィールズ	神奈川県藤沢市	
特定非営利活動法人 福祉研究会	静岡市清水区	活動休止中
一般社団法人 静岡市ケアマネット協会	静岡市駿河区	令和2年3月13日付け認証。

#### (3) 評価機関連絡調整会議

評価機関相互や行政（推進組織）と評価機関との間の連携確保及び情報交換を図るため、年1回開催。

ア 開催日 令和2年12月4日

イ 議題等

- ・新たに認証した認証・廃止した機関について
- ・令和元年度受審状況について
- ・静岡県福祉サービス第三者評価評価基準の改正について
- ・受審施設アンケートについて
- ・今後の予定等
- ・情報交換（各評価機関の取組状況について 等）

ウ 評価機関からの主な意見

- ・評価結果の公表について、abc評価の表示の省略を検討できないか
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況下における第三者評価の実施が難しい。

#### (4) 更新時研修

「都道府県推進組織に関するガイドライン」の改正により、評価業務が適正かつ公正中立に行われることを目的として新たに設けられた更新時研修を実施(3年に1回)。

- ・実施日 令和2年2月25日
- ・研修内容 社会福祉制度の動向、分野ごとの第三者評価のポイント、演習
- ・受講者数 3機関8名

### 3 評価調査者の資質向上のための研修

#### (1) 養成研修

- ・組織運営管理業務を3年以上経験している者、福祉・医療等分野の有資格者で当該業務を3年以上経験している者などを対象に、評価業務実施に必要な知識や手法等を習得させ、評価調査者を養成。
- ・平成23年度から隔年実施。
- ・令和2年度は、令和2年8月18日から9月30日にかけて計6日間(うち講義5日、実習1日)実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

#### (2) 継続研修

- ・養成研修修了者を対象に、業務を継続的に実施するために必要な知識等の付与及び資質向上を図るための研修を実施。
- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とする。
- ・今年度末に養成研修修了者の有効期限が切れる者に対しては、有効期限を1年延長し、令和4年3月31日までとする。

#### (3) 養成研修修了者、継続研修修了者及び有効登録者数の推移]

	25	26	27	28	29	30	元	2
養成研修修了者 (上段:当該年度修了者数、下段:累計)	— (277)	8 (285)	— (285)	36 (321)	— (321)	21 (342)	— (342)	— (342)
継続研修修了者数	82	60	67	101	91	86	49	—
有効登録者数/4月1日時点	131	131	115	104	132	123	139	139

### 4 第三者評価の普及・啓発及び受審促進

#### (1) 県・市の指導監査における受審促進

- ・社会福祉法人及び施設の指導監査において、PR資料を用いて施設長や市町担当者第三者評価の意義やメリットを直接説明。
- ・各市に対し、社会福祉法人の指導監査の中でパンフレット等により説明し、受審促進について協力依頼。

## (2) 関係団体の会議等を通じた事業者への受審の働きかけ

関係団体が開催する会議や研修会において、社会福祉法人の役員や施設長等に対し、パンフレットを配布し、受審を呼びかけを行った。

会 議 名	実施日
社会福祉法人の監事監査研修会(WEB 配信)	令和2年4月27日
静岡県社会福祉法人経営者協議会総会	令和2年度はコロナウイルス感染拡大防止のため中止

## (3) 事業者向け啓発研修会の開催

主として福祉サービス事業者への福祉サービス第三者評価事業の普及啓発を目的とした第三者評価の意義や効果に関する講演、受審施設の取組の紹介等。

- ・ 実施方法
- ・ オンラインでの動画配信 (Y o u T u b e)
- ・ 動画公開期間は令和3年2月3日(水)～令和3年2月22日(月)
- ・ 内 容
  - ① 第三者評価事業の概要について
  - ② 講演「施設の自己評価と第三者評価について～施設長と評価調査者の立場から～」
  - ③ 第三者評価の受審における模擬体験
  - ④ シンポジウム「第三者評価の受審のメリットと上手な活用について」

パネリスト：

(福) 信愛会 しんあい保育園 園長 山本 重治 氏

(福) 慶成会 グリーンヒルズ東山 施設長 小澤 吉章 氏

(福) 和松会 生活介護事業所 ぴの ほーぷ 施設長 松下 剛己 氏

## (4) アンケートの実施

受審率向上の参考とするよう、県内社会福祉事業者を対象としたアンケートを実施する。

対 象	県内社会福祉事業者 4,900 箇所 うち 特別養護老人ホーム 309 箇所 保育所 415 箇所 障害者施設 1,334 箇所 ※平成31年4月1日現在
アンケート方式	ふじのくに 電子申請システム
調査期間	令和3年2月
目 的	受審率(件数)向上に効果的な事業実施の参考にするため
主な項目	・ 第三者評価受審のメリット・デメリット ・ 第三者評価の受審が進まない理由 等

(5) 静岡県と他県の第三者評価受審率向上のための取組みの比較

項目	他県	静岡県
説明会・研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者向け研修会を開催</li> <li>・受審促進のための出張講座</li> <li>・事業者説明会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者向け研修会を開催</li> </ul>
ホームページや広報誌への掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県 HP に受審結果を公表</li> <li>・県 HP や社協広報誌に事業や受審事業所の公表情報等を掲載</li> <li>・HP に受審事業所の感想を掲載</li> <li>・県社会福祉施設名簿に受審事業者であることを記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県 HP に受審結果を公表</li> </ul>
監査・説明会等での PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各福祉関係団体の会議・研修会等でパンフレット配布</li> <li>・施設所管課にパンフレット等を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各福祉関係団体の会議・研修会、</li> <li>・指導監査時に受審の推奨</li> </ul>
補助金・助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県社協の受審料助成制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県社協の受審料助成制度</li> </ul>
受審済施設に対する働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受審済証、シールの配布</li> <li>・評価結果公表期間が終了する事業者リーフレット等を送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受審済証、シールの配布</li> </ul>
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受審施設に対するアンケート結果を抜粋し、受審応募チラシに掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受審施設に対するアンケート</li> </ul>

※引用（福）全国社会福祉協議会 令和元年度評価事業普及協議会アンケート結果